

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄又はア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(フ)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>キ～セ (略)</p> <p>ソ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄又はア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(フ)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。</p> <p>タ～ナ (略)</p>

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア(7)欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(フ)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>キ～セ (略)</p> <p>ソ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(フ)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。</p> <p>タ～ナ (略)</p>

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

				月額		
区分		単位	料金額	備考		
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能 ア~イ(略) ウ 1 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額	
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額	
	エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,044円	

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

				月額		
区分		単位	料金額	備考		
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能 ア~イ(略) ウ 1 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
	エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,478円	

		もの	② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,796円		
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		8,044円
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,796円
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)
			(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		8,285円
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		7,000円
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)
			(4)~(4)-2 (略)	(略)	(略)		(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,407円	—	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,407円		

		もの	② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)					
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,478円			
				② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)			
				(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	6,672円		
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに		(略)			
			(略)		(略)		(略)	(略)		
			(4)~(4)-2 (略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
			(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)		(略)	(略)	(略)	(略)
							(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,667円	—
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,667円								

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号 光回線(光局外ブリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,022円
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,398円	
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,022円
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,398円	
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		③ ①②以外のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,143円	
		B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,500円		
		C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,022円
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,398円	
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	4,022円		
B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		3,398円			
C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)			

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号 光回線(光局外ブリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			③ ①②以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,336円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

		③ ①② 以外の もの	A 平成23年4月1日か ら平成24年3月31日 まで適用する料金	1回線ご とに	4,143円		
			B 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日 まで適用する料金	1回線ご とに	3,500円		
			C 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線ご とに	(略)		
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを 含むものに限りま す。)により1芯にて伝送を 行う機能	(7) 保 守の区 分がタ イプ1 -1の もの	① 平成23年4月1日 から平成24年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,756円			
		② 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,155円			
		③ 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	2,982円			
	(イ) 保 守の区 分がタ イプ1 -2の もの	① 平成23年4月1日 から平成24年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,756円			
		② 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,155円			
		③ 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	2,982円			
	(ウ) (7) (イ)以 外の もの	① 平成23年4月1日 から平成24年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,864円			
		② 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,245円			
		③ 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	3,067円			
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		③ ①② 以外の もの	A 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日 まで適用する料金	1回線ご とに	3,336円		
			B 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線ご とに	(略)		
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを 含むものに限りま す。)により1芯にて伝送を 行う機能	(7) 保 守の区 分がタ イプ1 -1の もの	① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,013円			
		② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	2,986円			
	(イ) 保 守の区 分がタ イプ1 -2の もの	① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,013円			
		② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	2,986円			
	(ウ) (7) (イ)以 外の もの	① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,099円			
		② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	3,071円			
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(8) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置 (端末回線を終端するための装置に限ります。) 及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,078円
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,438円
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,038円
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,598円
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,158円
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,758円
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,318円
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,918円
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,478円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,038円
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,638円
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,198円
(9) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,492円
		イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,052円

(8) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置 (端末回線を終端するための装置に限ります。) 及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,531円
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,049円
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,693円
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,291円
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,935円
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,533円
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,177円
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,821円
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,419円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,063円
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,707円
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,305円
(9) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,943円
		イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,123円

2-1-1-2 加算料

				月額	
区分			単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)		(略)	(略)	(略)
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	172円	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	170円
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	344円	
			(イ) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	340円
			(ウ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

2-1-1-2 加算料

				月額	
区分			単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)		(略)	(略)	(略)
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額
			(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	328円	
			(イ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

(2) 2-1-1 -1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光信 号分岐 端末回 線に係 る加算 料	(7) (イ)以外のもの	① 保守の 区別がタ イプ1- 1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	310円	82円			
			② 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	310円	82円			
			③ ①②以 外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	319円	84円			
	(イ) 協定事業者 が設置した光信 号分岐端末回線 收容キャビネット 等とその光信 号分岐端末回線 が收容等されて いるもの			① 保守の 区別がタ イプ1- 1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	304円	82円		
				② 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	304円	82円		
				③ ①②以 外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	313円	84円		

(2) 2-1-1 -1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光 信号分 岐端末 回線に 係る加 算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建て の建物に設置される 形態により設置する ものに限ります。)を 利用するもの	① 保守の 区別がタ イプ1- 1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	274円	71円		
			② 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	274円	71円		
			③ ①②以 外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	282円	73円		
	(イ) 当 社の光 屋内配 線 (主と して一 戸建て の建物 に設置 される 形態に よりに 設置す るもの に限ら ず。)を 利用し ないもの			① 当社が 設置した 光信号分 岐端末回 線收容キ ャビネット 等とその 光信号分 岐端末回 線が收容 等されて いるもの	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	287円	71円
					B 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	287円	71円
					C AB以外の もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	296円	73円
					A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	281円	71円
					B 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	281円	71円
					C AB以外の もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	289円	73円

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,756 円	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,155 円	
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,982 円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,756 円	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,155 円	
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,982 円	
		(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,864 円	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,245 円	
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,067 円	
	(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,013 円			
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,986 円			
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,013 円			
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,986 円			
		(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,099 円			
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,071 円			
		(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）-1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	ア 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	16,571円	—
			イ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	14,000円	
			ウ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

（1）-2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分			単位	料金額	月額 備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	ア 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	688円	—
		イ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	680円	
		ウ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

（2）-1～（2）-2 （略）

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）-1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	ア 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	13,345円	—
			イ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

（1）-2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分			単位	料金額	月額 備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	ア 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	656円	—
		イ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

（2）-1～（2）-2 （略）

附 則（平成24年3月29日東相制第11-0142号）

この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。